

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月6日から同年3月1日まで

私は昭和51年4月1日にA社へ入社し、52年2月頃に同じ建物内に設立された関連会社のB社に転籍し、同年5月31日まで勤務した。

申立期間は引き続きA社で勤務し、給与もA社から支給されていたのに、厚生年金保険の被保険者期間に空白があるのは納得できない。

調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元同僚は、「申立人は、申立期間、A社に勤務していた。」と証言している上、同じく元役員は、「申立期間、申立人はA社に勤務していた。同社で昭和52年2月分の給与を支払い、厚生年金保険料も控除していた。」と証言していることから、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社の元同僚が、「B社へ設立（設立年月日は昭和52年2月7日）と同時に入社し、申立人は私より後に入社した。」と証言していること等から、昭和52年3月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和52年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立人の雇用保険の記録からみると、事業主が昭和 52 年 2 月 6 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 2 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間②のうち、平成19年4月1日から同年12月1日までの期間に係る標準報酬月額については、30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成21年1月5日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間⑥について、標準報酬月額の決定の基礎となる平成22年7月において、申立人は標準報酬月額41万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額については41万円とすることが必要である。

申立期間⑦について、B社における厚生年金保険の資格喪失日は、平成23年3月1日であったことが認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間⑦について、標準報酬月額の決定の基礎となる平成22年7月において、申立人は標準報酬月額41万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額については41万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月21日から18年7月1日まで
② 平成18年7月1日から20年12月30日まで
③ 平成20年12月30日から21年1月5日まで
④ 平成21年1月5日から同年12月1日まで

- ⑤ 平成 21 年 12 月 1 日から 22 年 7 月 1 日まで
- ⑥ 平成 22 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
- ⑦ 平成 22 年 8 月 1 日から 23 年 3 月 1 日まで

私は、平成 17 年 7 月 21 日に C 社に入社し、23 年 2 月 28 日に B 社を退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間③及び⑦が未加入となっており、納得できない。

また、私が、C 社を含む関連会社において厚生年金保険に加入していた申立期間①、②、④、⑤及び⑥の標準報酬月額が、実際に支払われていた給与の総支給額より低いので調査してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間①から⑦までについて、当該期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用されるべき法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①から③までの期間及び申立期間④のうち、平成 21 年 1 月 5 日から同年 11 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅した期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間④のうち、21 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間及び申立期間⑤から⑦までの期間においては、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の相違を主張しているところ、当該期間のうち、平成 19 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間について、オンライン記録の標準報酬月額は 28 万円となっているが、同年に係る D 市の課税台帳及び申立人の給与振込先口座に係る金融機関の取引推移一覧表(以下「取引推移一覧表」という。)等により、当該期間について、少なくとも 30 万円の報酬月額の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できることから、当該期間に係る標準報酬月額を 30 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから行ったとは認められない。

- 2 申立期間③について、雇用保険の記録により、申立人は、申立期間③において、A社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、給与明細書等を所持していないものの、取引推移一覧表により、申立期間③に係る給与振込額は、資格喪失前の申立事業所に係る給与振込額とほぼ同額であることから、申立人は、申立期間③において厚生年金保険料を事業主により控除されていたと推認できる。

さらに、申立期間③の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における平成20年11月の年金事務所の記録から28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間⑥について、申立人は、給与の総支給額はオンライン記録の標準報酬月額より高い額であったとしているところ、オンライン記録により、申立人は、B社において、平成22年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、標準報酬月額は20万円とされていたが、その後、申立事業所が同年10月26日に年金事務所に提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得訂正届に記載された報酬月額14万円により、資格取得時の標準報酬月額を従前の20万円から14万2,000円に訂正したことが確認できるものの、当該訂正届に併せて提出された賃金台帳の22年7月分から同年9月分までの各月の総支給額は15万円と記載されており、年金事務所は当該訂正届の処理を行うに当たり、賃金台帳と照合すべきところ、確認を怠ったものと認められることから、当該総支給額に見合う標準報酬月額の15万円とする必要がある。

しかしながら、申立期間⑥においては、取引推移一覧表等により、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる平成22年7月において、申立人は標準報酬月額41万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたことが推認できることから、当該期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

また、申立期間⑦について、申立人が所持する雇用保険の離職票によると、申立人は、B社に平成23年2月28日まで勤務していることが確認できる上、取引推移一覧表等により、申立期間⑦のうち、22年8月から同年10月までの期間については、標準報酬月額の設定の基礎となる同年7月において標準報酬月額の41万円に相当する報酬月額が事業主により支払われていたことが推認でき、同離職票により申立期間⑦における各月の賃金額に変動が無いことが確認できることから、申立人の喪失日は、同離職票により確認できる離職日の翌日である23年3月1日であると認められ、当該期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

- 4 申立期間①、申立期間②のうち、平成18年7月から19年3月までの期間、申立期間②のうち、同年12月から20年11月までの期間及び申立期間④のうち、21年1月から同年10月までの期間については、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間④のうち、平成21年11月及び申立期間⑤について、標準報酬月額の設定の基礎となる同年4月から同年6月までの期間及び同年12月において、申立人は、その主張する報酬月額が事業主により支払われていないことから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

広島国民年金 事案 1364 (事案 927、1173 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は母親の勧めで昭和 51 年 12 月に国民年金に加入し、自治会の集金により国民年金保険料を納めていたと申立てをしていた。

しかし、母親が保管する当時の家計簿を調べたところ、私の国民年金保険料を納付したとの記載は無く、申立期間が誤っていたと気が付いた。

また、昭和 55 年 4 月の自治会の幹事会において、私が自治会長に国民年金に加入すると言って、その場で「名前」「住所」「生年月日」を普通の紙に記入し提出したことを思い出した。自治会が国民年金保険料を集金していたので、自治会長に依頼すれば加入できるものだと思っていた。

次の幹事会の時には、自分の班の手書きの集金リストには私の名前があり、その名簿は市役所からの書類に基づき作成されたと思うので、自治会長か自治会の厚生部長が加入手続をしてくれたと思った。

以上の記憶から、申立期間の始期を昭和 51 年 12 月から 55 年 4 月に変更する。

申立期間の保険料を間違いなく工面して支払ってきたのに、納付記録が無いのは納得いかないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立てについては、i) 申立人は、昭和 61 年 4 月 1 日に国民年金の第 3 号被保険者として資格取得していることが、申立人の所持する年金手帳及び A 市の申立人に係る国民年金被保険者台帳により確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付できない期間であること、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の資格取得者の状況から、61 年 9 月 16 日に払い出されたものと推測されるとともに、申立人は、51 年*

月に結婚後、住所をB町内で移動しているが、同一町内であり、姓名に変更がないことから、申立期間において申立人に別番号が払い出されたことは考え難いこと、iii) 申立人は結婚後に国民年金の加入手続を市役所で行った記憶は無いとし、申立期間に年金手帳が交付された記憶も無いとしているが、A市国民年金担当課では、国民年金の資格取得手続について、本人が市役所で手続を行う必要があり、加入手続がなされた後に市役所から各自治会に被保険者名簿を渡して、集金を依頼していたとして、既に当委員会の決定に基づき平成22年8月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、自治会が別人の国民年金保険料の納付記録と申立人の記録を取り違えて管理していたと主張し再申立てを行っているが、改めて確認したところ、i) A市における自治会による国民年金保険料の集金に係る事務処理の流れから、国民年金に加入した記録の無い申立人に納付書が発行されることはなく、仮に発行されていたのであれば、申立人名の金融機関の領収証が発行されることとなり、自治会の集金担当の班の幹事(毎年交代)及び担当役員(厚生部長)が、申立期間のうち約5年以上を、申立人が主張するように同じ班の別人と申立人の記録を取り違えて管理していたとは考え難いこと、ii) 申立人が挙げる別人は昭和52年4月からB町自治会に所属しているが、申立人が同じ班に所属したのは、55年8月以降であり、後で所属した申立人が別人と誤って記録されていたとは認めがたいこと、iii) 申立人は、申立期間のうち51年12月から55年7月までは、B町自治会の別の班に所属し、申立人が当該班の幹事をしているときに「国民年金保険料の集金リスト」に自分の名前もあり、保険料を自治会の集金により納付したとしているが当時の納付に関する関連資料は無いことから、既に当委員会の決定に基づき平成23年5月20日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は再々申立てを行い、昭和55年4月の自治会の幹事会に参加した際に国民年金の加入手続をしたと主張しているが、A市国民年金担当課は、「国民年金の資格取得手続は、本人が市役所で手続を行う必要がある。」としている上、社会保険事務所(当時)の「国民年金手帳記号番号払出簿」により、当初の申立期間の始期である51年3月4日から申立人の第3号被保険者の資格取得日である61年4月1日までの間に記号番号を付与された資格取得者6万7,569件について氏名を確認したが、申立人の氏名は無く、申立期間に申立人の資格取得の事務処理が行われた形跡は見られず、A市役所は申立期間当時のB町自治会に係る「国民年金保険料収納原簿」は保管しておらず、当該自治会における具体的な国民年金保険料の集金対象者の氏名は不明である。

また、申立人からは新たな資料の提出は無く、このほかに委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情が見当たらないことから、申立人が国民年金被保険者として、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年9月から56年3月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年9月から56年3月まで

私の年金記録では、申立期間について、国民年金の付加保険料の納付記録が無い。申立期間だけ付加保険料納付を取りやめた記憶が無く、送付された納付書に従って、付加保険料を含めた国民年金保険料を全て納付していた。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年9月に国民年金の加入及び付加保険料の納付申出を行い、61年4月に第3号被保険者となるまで付加保険料を含め国民年金保険料を全て納付したと申し立てている。

しかしながら、申立人の国民年金被保険者台帳では申立期間について付加納付を表す「㊤」の記載が無く、A市の保管する申立人の国民年金被保険者名簿の検認記録欄でも定額納付を表す「A」の記録となっており、付加保険料を納付したことをうかがわせる記録が無い。

また、国民年金被保険者名簿の付加年金欄を見ると「55. 12. 23㊤」の記載があり、これについてA市では「昭和55年12月23日に付加納付の記録を電算入力し、異動連絡票に記載した記録とみられる。」と回答していることから、A市が発行した55年9月から56年3月までの納付書は定額保険料のみの金額で発行されたものと考えられる上、申立人は、申立期間の保険料について「昭和55年9月から56年3月までの分をまとめて払ったように思う。」としていることから、申立人は市役所から送付された定額保険料の納付書で納付したため、申立期間は、定額保険料のみの納付となったものと推認される。

このほか、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の付加保険料を

納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から44年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和41年9月から44年5月まで

私は、20歳になった際、まだ学生であったが、母親が、国民年金に加入できるので国民年金保険料を納めると言ったことを記憶している。

3歳年上の姉は、国民年金に加入し、国民年金保険料も納付しているのに、母親が私の保険料だけ払わないことはあり得ないと思っていた。

当時の年金手帳はどこにあるのか分からないが、申立期間の国民年金保険料を納付していたことは確かなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿の申立人の前後の被保険者の資格取得日から、昭和47年4月頃に払い出されたものと推認でき、申立人の主張する加入時期と異なる上、申立人が所持する国民年金手帳に同年4月1日に国民年金被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人の国民年金被保険者台帳、A市が保管する国民年金被保険者名簿及びオンライン記録のいずれにおいても、被保険者資格取得日は同日で一致していることから、申立期間は未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできず、国民年金手帳記号番号払出管理簿の調査や氏名検索によっても、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立期間当時、申立人の母親が国民年金の加入手続及び保険料納付をしていたとする申立人の姉の国民年金被保険者資格取得日は、短期大学を卒業した後の昭和39年9月1日となっており、20歳到達時点で国民年金に加入していないことが確認できることから、姉妹とも任意加入であった学生の時期は国民年金に加入していなかった可能性がうかが

える。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していない上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母親は既に亡くなっているため、当時の状況が不明である。

加えて、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月 1 日から 47 年 3 月 1 日まで

私は、A社に勤務していた期間のうち、昭和 44 年 8 月から 47 年 3 月 14 日までB国の現地法人で勤務したが、45 年 8 月から 47 年 2 月までの標準報酬月額の記録が従前の記録に比べて大幅に減額されている。海外勤務に家族を同伴した場合、給与は減額になるとの説明は聞いたが、将来の年金に不利になるとの説明はなかったので、従前の標準報酬月額であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿及びC健康保険組合から提出された申立人の厚生年金基金加入員台帳によると、いずれも、申立人の標準報酬月額は、昭和 45 年 8 月に 1 万 8,000 円、46 年 10 月に 2 万 4,000 円となっており、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、被保険者名簿において、申立人と同じ昭和 44 年度に被保険者資格を取得している 116 人の男性被保険者（申立人を含む。）及び申立人が名前を挙げている同僚のうち、昭和 45 年 8 月に従前の標準報酬月額に比べて約 3 割の標準報酬月額に改定されている者が 7 人、46 年 10 月に同様に改定されている者が 1 人確認できる。

さらに、上記の標準報酬月額が改定されている者 8 人を含む連絡先の判明した同僚 11 人に照会したところ、10 人から回答があり、10 人全員が申立期間及び申立期間後に海外勤務をしたとしており、そのうちの 8 人が、海外勤務に家族を同伴することで申立事業所から支給される給与は減額になったとし、そのうちの 5 人が、給与の減額についての事業所の説明又は社内規定があったと供述している。

加えて、回答のあった同僚のうちの1人（従前の標準報酬月額に比べ昭和45年8月から約3割の標準報酬月額に改定されている。）から提出された申立期間を含む昭和44年7月度、45年4月度、46年1月度及び47年1月度に係る給料明細書によると、本人給及び職務給の合計額に対し、45年4月度の給料明細書では30%、46年1月度の給料明細書では29.5%、47年1月度の給料明細書では52.4%に減額された金額が支給されていることが確認できる上、給与から控除されている厚生年金保険料については、45年4月度の給料明細書では従前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されているが、46年1月度及び47年1月度の給料明細書では、当該同僚のオンライン記録により減額が確認できる改定後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

以上のことから、厚生年金保険被保険者の給与のうち、固定的賃金の変動月から継続した3か月間の実際の報酬月額が、従前の標準報酬月額に比べて2等級以上の差が生じた場合、4か月目に標準報酬月額の改定を行うことになり、申立人及び上記同僚は、昭和45年3月に海外勤務に家族を同伴したとすることから、申立事業所は、同伴を理由として、同年4月以降の給与を減額したことに伴い、社会保険事務所（当時）に月額変更届を提出し、同年8月に標準報酬月額の随時改定が行われたことがうかがえる上、当該改定月分以降に給与から控除されている厚生年金保険料はオンライン記録の減額後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたと推認できる。

その上、申立事業所は、「当時の保険料控除を確認できる資料は残っていないが、申立期間当時に海外勤務をした場合、日本の会社から支給する給与は減額しており、申立人の厚生年金基金加入員台帳をみると、昭和45年8月に減額の月額変更がされており、厚生年金保険の届出も同じように減額して届け出ていたと推察できる。」と回答している。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 1 日から 35 年 3 月 6 日まで
年金事務所の記録では、私が A 社で勤務していた昭和 32 年 2 月 1 日から 35 年 3 月 6 日までの期間について、脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及びその前後 3 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失月である昭和 35 年 3 月の前後 3 年以内に資格喪失した者 12 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、8 人に脱退手当金の支給記録があり、うち申立人を含む 7 人が約 3 か月以内に支給決定されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 35 年 5 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。